

令和6年度 最終処分場維持管理状況 <法定事項:廃棄物処理法>

分類	項目		埋立数量(単位:t)												
	種類		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
産業廃棄物の埋立量 (特管含む)	1	燃え殻	0.68												0.68
	2	汚泥													0.00
	3	廃油(タールピッチ類に限る)													0.00
	4	廃プラスチック類(石綿含有)													0.00
	5	紙くず													0.00
	6	木くず													0.00
	7	繊維くず													0.00
	8	動植物性残さ													0.00
	9	動物系固形不要物													0.00
	10	ゴムくず													0.00
	11	金属くず													0.00
	12	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有)		0.01											0.01
	13	鉱さい	25.05	19.41											44.46
	14	がれき類(石綿含有)													0.00
	15	動物の死体													0.00
	16	ばいじん													0.00
	17	産業廃棄物を処分するために処理したもの													0.00
	18	廃石綿等〔特別管理産業廃棄物〕													0.00
	計		25.73	19.42	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	45.15
水質検査結果	周縁地下水	地下水等検査項目、ダイオキシン類	別表1のとおり												
		電気伝導率、塩化物イオン	別表2のとおり												
	再利用水	排水基準等項目、ダイオキシン類	別表3のとおり												
埋立残余量	残余の埋立容量の測定(第4期埋立量 6,390.7m ³)		測定年月日 令和6年 3月31日						測定結果 1227.25m ³						
点検と措置結果	擁壁等	点検月日	4月8日	5月14日											
		点検結果	異常なし	異常なし											
	遮水工	点検月日	4月8日	5月14日											
		点検結果	異常なし	異常なし											
	浸出水処理設備	点検月日	4月8日	5月14日											
		点検結果	異常なし	異常なし											
	導水管又は配管の防凍措置	点検月日	4月8日	5月14日											
		点検結果	異常なし	異常なし											

※最終処分場の日常点検項目、地下水及び浸出水処理水の連続測定等の結果、処分場からの発生ガスの測定結果については、記録を弊社事務所に備え置き、求めに応じ閲覧に供しています。(閲覧対応日時:営業日の午前9時~12時、午後1時~5時)

※1月の鉱さい受入数量記入漏れがあった為、2024年4月26日に訂正 13.16→17.19

令和6年度 最終処分場 周縁地下水 水質検査結果
(電気伝導率及び塩化物イオン濃度を除く)

項目(単位)		採取場所	上流側			下流側			基準値 ¹⁾
			埋立開始前	埋立開始後	埋立開始後	埋立開始前	埋立開始後	埋立開始後	
記録時の調査事項	採取年月日		平成26年9月17日			平成26年9月17日			
	採取時刻		9:00			13:00			
	天候		曇り			曇り			
	気温 (°C)		15			18			
	水温 (°C)		9.5			12.9			
検査結果取得日			平成26年10月22日			平成26年10月22日			
地下水等検査項目	アルキル水銀 (mg/L)		検出されず ⁴⁾			検出されず ⁴⁾		検出されないこと	
	総水銀 (mg/L)		0.0005未満			0.0005未満		0.0005以下	
	カドミウム (mg/L)		0.001未満			0.001未満		0.003以下	
	鉛 (mg/L)		0.005未満			0.005未満		0.01以下	
	六価クロム (mg/L)		0.02未満			0.02未満		0.05以下	
	砒素 (mg/L)		0.005未満			0.005未満		0.01以下	
	全シアン (mg/L)		検出されず ⁵⁾			検出されず ⁵⁾		検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル (mg/L)		検出されず ⁶⁾			検出されず ⁶⁾		検出されないこと	
	トリクロロエチレン (mg/L)		0.002未満			0.002未満		0.01以下	
	テトラクロロエチレン (mg/L)		0.0005未満			0.0005未満		0.01以下	
	ジクロロメタン (mg/L)		0.002未満			0.002未満		0.02以下	
	四塩化炭素 (mg/L)		0.0002未満			0.0002未満		0.002以下	
	1,2-ジクロロエタン (mg/L)		0.0004未満			0.0004未満		0.004以下	
	1,1-ジクロロエチレン (mg/L)		0.002未満			0.002未満		0.1以下	
	1,2-ジクロロエチレン (mg/L)		0.004未満			0.004未満		0.04以下 ²⁾	
	1,1,1-トリクロロエタン (mg/L)		0.0005未満			0.0005未満		1以下	
	1,1,2-トリクロロエタン (mg/L)		0.0006未満			0.0006未満		0.006以下	
	1,3-ジクロロプロペン (mg/L)		0.0002未満			0.0002未満		0.002以下	
	チウラム (mg/L)		0.0006未満			0.0006未満		0.006以下	
	シマジン (mg/L)		0.0003未満			0.0003未満		0.003以下	
	チオベンカルブ (mg/L)		0.002未満			0.002未満		0.02以下	
	ベンゼン (mg/L)		0.001未満			0.001未満		0.01以下	
	セレン (mg/L)		0.002未満			0.002未満		0.01以下	
1,4-ジオキサン (mg/L)		0.005未満			0.005未満		0.05以下		
クロロエチレン (mg/L)		0.0002未満			0.0002未満		0.002以下		
ダイオキシン類 (pg-TEQ/L)		0.043			0.043		1以下 ³⁾		

- 1) 基準値は「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月14日総理府・厚生省令第1号)における「地下水等検査項目」の基準を適用した。
- 2) シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレンの合計量。
- 3) ダイオキシン類については「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日環境庁告示第68号)の基準を適用した。
- 4) アルキル水銀の結果は、定量下限値(0.0005)未満であった。
- 5) 全シアンの結果は、定量下限値(0.1)未満であった。
- 6) ポリ塩化ビフェニルの結果は、定量下限値(0.0005)未満であった。

(別表3)

令和6年度 再利用水 水質検査結果

項目(単位)		月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	水質基準 (参考値)
記録時の 調査事項	採取月日		4月8日	5月14日											
	採取時刻		8:15	8:00											
	天候		晴れ	晴れ											
	気温 水温	(°C)	14.0	13.0											
検査結果取得日			4月22日	5月14日											
	検査結果	排水基準等項目													
	水素イオン濃度(pH)		-	7.4	6.4										5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/ℓ)		7.1	5.1										20以下
	化学的酸素要求量(COD)	(mg/ℓ)		28	35										90以下
	窒素含有量	(mg/ℓ)		58	76										120以下
	浮遊物質(SS)	(mg/ℓ)		1未満	2										10以下
	アルキル水銀化合物	(mg/ℓ)													検出されないこと
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	(mg/ℓ)													0.005以下
	カドミウム及びその化合物	(mg/ℓ)													0.03以下
	鉛及びその化合物	(mg/ℓ)													0.1以下
	有機燐化合物	(mg/ℓ)													1以下
	六価クロム化合物	(mg/ℓ)													0.5以下
	砒素及びその化合物	(mg/ℓ)													0.1以下
	シアン化合物	(mg/ℓ)													1以下
	ポリ塩化ビフェニル	(mg/ℓ)													0.003以下
	トリクロロエチレン	(mg/ℓ)													0.1以下
	テトラクロロエチレン	(mg/ℓ)													0.1以下
	ジクロロメタン	(mg/ℓ)													0.2以下
	四塩化炭素	(mg/ℓ)													0.02以下
	1,2-ジクロロエタン	(mg/ℓ)													0.04以下
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)													1以下
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/ℓ)													0.4以下
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/ℓ)													3以下
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/ℓ)													0.06以下
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/ℓ)													0.02以下
	チウラム	(mg/ℓ)													0.06以下
	シマジン	(mg/ℓ)													0.03以下
	チオベンカルブ	(mg/ℓ)													0.2以下
	ベンゼン	(mg/ℓ)													0.1以下
	セレン及びその化合物	(mg/ℓ)													0.1以下
	ほう素及びその化合物	(mg/ℓ)													50以下
	ふっ素及びその化合物	(mg/ℓ)													15以下
	アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	(mg/ℓ)													200以下
	フルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)	(mg/ℓ)													5以下
	フルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油脂類含有量)	(mg/ℓ)													30以下
	フェノール類含有量	(mg/ℓ)													5以下
	銅含有量	(mg/ℓ)													3以下
	亜鉛含有量	(mg/ℓ)													2以下
	溶解性鉄含有量	(mg/ℓ)													10以下
	溶解性マンガン含有量	(mg/ℓ)													10以下
	クロム含有量	(mg/ℓ)													2以下
	大腸菌群数	(個/cm ³)													3000以下
	燐含有量	(mg/ℓ)													8以下
	1,4-ジオキサン	(mg/ℓ)													0.5以下
	ダイオキシン類	(pg-TEQ/ℓ)													10以下

- 1) 水質基準は「一般廃棄物の最終処分場および産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」(昭和52年3月 総理府・厚生省令第1号)における「排水基準等」を準用した。
ただし、ダイオキシン類に適用した「水質基準」は「ダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令」(平成12年1月14日総理府・厚生省令第2号)による。
なお、弊社最終処分場においては、放流水は発生せず、処理水は焼却施設の再利用水となることから、水質基準はあくまでも社内の参考値である。
- 2) ダイオキシン類については、毒性当量はWHO-TEF(2006)に基づいて算出し、定量下限未満の測定値は実測濃度を0(ゼロ)として算出した値である。
- 3) アルキル水銀化合物の結果は、定量下限値(0.0005)未満であった。